

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………一  
……………（住宅政策本部住宅企画部不動産業課）…一
  - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
  - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除……………（同）…二
  - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…三
  - 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………四  
……………（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）…四
- ### 公告
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………四  
……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…四
  - 開発行為に関する工事完了……………五  
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…五
  - 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………五  
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…五
  - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………六  
……………（同）…六
  - 水道料金の減免措置の内容の変更……………（水道局）…六
  - 水道料金の減免措置……………（同）…六

○下水道料金の減免措置……………（下水道局）…八

## 告示

### 東京都告示第五百七十七号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和元年十月十日

東京都知事 小池 百合子

商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
株式会社 シングルス	代表取締役 山崎 憲太	渋谷区神南一丁目十番六号	東京都知事 (1)第一〇一七三三三号	平成三十年三月九日

### 東京都告示第五百七十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月十日

東京都知事 小池 百合子


一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（渋谷区桜丘町

地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

【凡例】

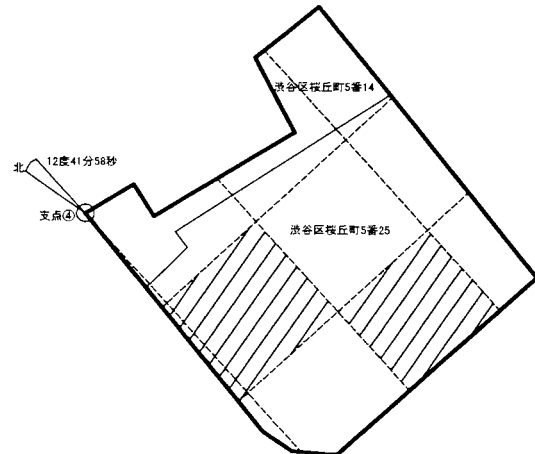
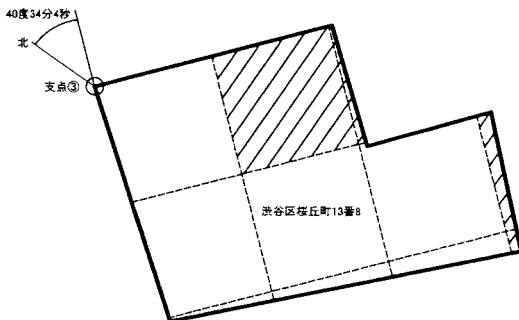
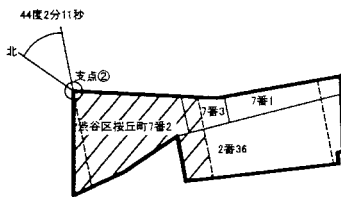
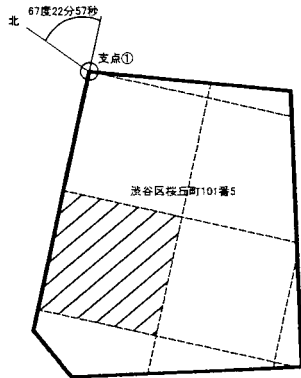
- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
-  : 形質変更時要届出区域

【支点】

支点①は、渋谷区桜丘町101番5の最北端とする。  
 支点②は、渋谷区桜丘町7番2の最北端とする。  
 支点③は、渋谷区桜丘町13番8の最北端とする。  
 支点④は、下記座標とする。  
 X座標:-38224.621  
 Y座標:-11862.085  
 座標は世界測地系(測地成果2000による)

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。  
 支点① 67度22分57秒  
 支点② 44度2分11秒  
 支点③ 40度34分4秒  
 支点④ 12度41分58秒



●東京都告示第五百七十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第四十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月十日

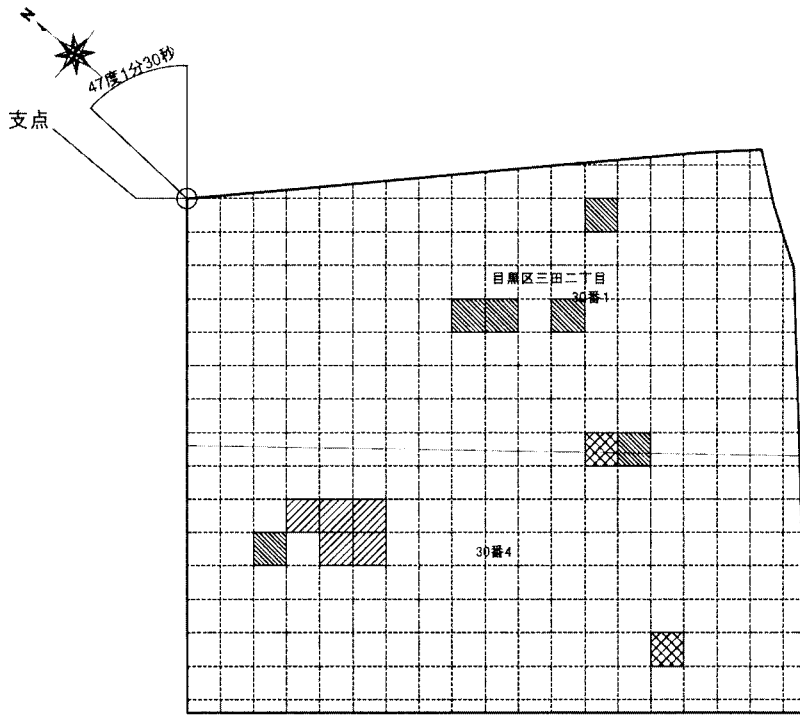
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(目黒区三田二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 【凡例】
- : 10m単位区画
  - : 筆境界
  - : 敷地境界
  - ☒: 指定を解除する区域
  - ▨: 形質変更時要届出区域  
(平成30年東京都告示第42号により指定した区域)
  - ▩: 形質変更時要届出区域  
(平成30年東京都告示第280号により指定した区域)

【支点】

支点は、目黒区三田二丁目30番1の敷北端とする。

【格子の回転角度(47度1分30秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百八十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第三百二十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

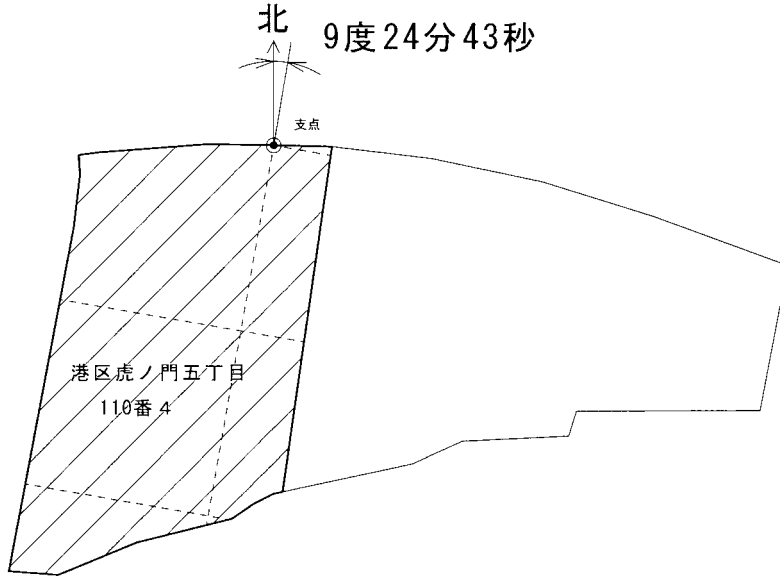
一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区虎ノ門五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【格子の回転角度 (9度24分43秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】  
 - - - 単位区画  
 ——— 界境界  
 ——— 調査対象地  
 // 指定を解除する区域

【支点】  
 支点は、港区虎ノ門五丁目110番4の最北端とする。

●東京都告示第五百八十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月十日

東京都知事 小池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に栃木県小山市、山梨県大月市及び福岡県北九州市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和元年九月十七日

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新  
 について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一條第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同法第五項において準用する同法第四十九條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和元年十月十日

東京都知事 小池 百合子

<p>一 名称 特定非営利活動法人コアネット</p> <p>二 代表者の氏名 平林 克敏</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都品川区東五反田一丁目二十五番十九号</p> <p>四 その他の事務所の所在地 大阪府大阪市中央区農人橋一丁目一番八〇二号</p> <p>五 更新された認定の有効期間 平成三十一年四月二十二日から令和六年四月二十一日まで</p> <p>一 名称 認定NPO法人いきいきねっと</p> <p>二 代表者の氏名 榎本 信哉</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋茅場町一丁目八番五号 KKビル 六F</p> <p>四 更新された認定の有効期間 令和元年五月二十六日から令和六年五月二十五日まで</p> <p>開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>令和元年十月十日</p>	<p>東京多摩摩建建築指導事務所長 金子 博</p> <p>開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 住所及び氏名 許可を受けた者の 住所及び氏名</p> <p>立川市幸町四丁目四十九番二、立川市泉町九百三十五番地 同番十一及び同番十四から同二十八 番三十まで 大和ハウス工業株式会社 支配人 八友 明彦</p> <p>昭島市緑町五丁目三千八十六 番一、三千八十七番一、同番 二及び三千八十八番二 地一 立川市幸町一丁目二十一番 株式会社アステイーク 代表取締役 宮谷 祐介</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に ついて</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店 舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定に より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供 する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体 にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を 添えて、令和元年十月十日から四月以内に東京都産業労働 局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号) に到着するよう提出してください。</p> <p>令和元年十月十日</p>	<p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 レクサス東京 ガレージ荻窪</p>
<p>二 店舗所在地 杉並区宮前一丁目二十番二十二号</p> <p>三 設置者名 トヨタモビリティ東京株式会社</p> <p>四 設置者住所 港区芝浦四丁目八番三号</p> <p>五 小売業を行う者の 氏名又は名称 トヨタモビリティ東京株式会社</p> <p>六 新設をする日 令和二年五月二十五日</p> <p>七 店舗面積の合計 千六百七十二平方メートル</p> <p>八 駐車場の位置及び 収容台数 店舗北西側 九台</p> <p>九 駐輪場の位置及び 収容台数 なし</p> <p>十 荷さばき施設の位 置及び面積 店舗内 六十平方メートル</p> <p>十一 廃棄物等の保管 施設の位置及び 容量 店舗内 十・八二立方メートル</p> <p>十二 小売業を行う者 の開店時刻 午前九時</p> <p>十三 小売業を行う者 の開店時刻 午後七時</p> <p>十四 来客が駐車場を 利用することが できる時間帯 午前八時から午後八時まで</p> <p>十五 駐車場の自動車 の出入口の数及 び位置 一か所 店舗北側</p> <p>十六 荷さばき施設に おいて荷さばき を行うことがで きる時間帯 午前八時から午後八時まで</p> <p>十七 届出日 令和元年九月二十四日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番</p>		

一号)

十九 縦覧期間

令和元年十月十日から令和二年二月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年十月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和元年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 W A C C A I K E B U K U R O
- 二 店舗所在地 豊島区東池袋一丁目八番一号ほか
- 三 設置者名 株式会社 M A R O
- 四 設置者住所 文京区目白台三丁目八番三号

五 変更前の小売業者 株式会社ハコスタほか九名の氏名又は名称

六 変更後の小売業者 株式会社アニメイトカフェほか三の氏名又は名称

七 変更日 令和元年八月三十一日ほか

八 届出日 令和元年九月三日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

令和元年十月十日から令和二年二月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

水道料金の減免措置の内容の変更について

平成二十六年四月十日付東京都公報に東京都水道局長名で公告した「水道料金の減免措置の期間の延長等について」における東日本大震災による避難者の水道料金の減免措置について、次のとおり減免措置の内容を変更するので公告する。

令和元年十月十日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

一 変更前の減免措置の内容

基本料金と一月当たりの使用水量十立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に百分の百八を乗じて得た額

二 変更後の減免措置の内容

基本料金と一月当たりの使用水量十立方メートルまで

の分に係る従量料金との合計額に百分の百十を乗じて得た額

三 経過措置

変更後の減免措置の内容は、令和元年十一月一日後の使用に係る料金のうち、同年十二月分以降の料金として算定する料金から適用し、同日以前の使用に係る料金又は同年十一月分として算定する料金については、なお従前の例による。

水道料金の減免措置について

東京都給水条例の一部を改正する条例(平成三十一年東京都条例第四十一号。以下「一部改正条例」という。)が令和元年十月一日から施行され、一部改正条例による改定後の水道料金が同年十一月一日後の使用に係る料金のうち、同年十二月分以降の料金として算定する料金から適用されることに伴い、次のとおり減免措置を実施するので公告する。

なお、平成二十八年四月十五日付東京都公報に東京都水道局長名で公告した「水道料金の減免措置について」は廃止する。ただし、令和元年十一月分までの料金として算定する料金については、なお従前の例による。

令和元年十月十日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

(減免措置の対象等)

一 水道料金の減免措置は、次の各号の上欄に該当するものに係る水道料金について、当該下欄に定める額(率により定めるもの)にあつては、当該率を乗じて算出した額)を減じて行う。

(一) 公衆浴場営業(東京都給水条例(昭和三十三年東京都条例第四十一号。以下「条例」という。))第二十三条の三第二項の適用を受けるもの)

(二) 社会福祉施設

ア 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の適用を受ける社会福祉事業のうち、同法第二条第二項各号又は同法第三条第二号から第十一号までに規定する事業(助葬事業、資金を融通する事業、相談支援事業、相談に应ずる事業、手話通訳事業、居宅介護等事業、日常生活支援事業、訪問事業及び移動支援事業を除く。))を行う施設(当該施設が事務所、職員寮等事業の管理のために専ら利用されている場合を除く。))であつて、次の(イ)又は(ロ)のいずれにも該当しないもの

(イ) 国又は地方公共団体が設置又は経営するもの

(ロ) 社会福祉法の適用を受ける社会福祉事業以外の事業を行う施設が併設されているもの

イ 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第四十五条の規定により認可を受けた者が経営する

従量料金について、一月当たり五立方メートルを超える使用水量一立方メートルにつき十五円を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額

基本料金及び従量料金の合計額に百分の百十を乗じて得た額の十パーセント

(三) 更生保護施設  
生活保護世帯

ア 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十一条第一項第一号に規定する生活扶助を受ける者

イ 生活保護法第十一条第一項第二号から第五号までに規定する教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける世帯(条例第三十条第二項第二号の規定の適用を受ける者を含む世帯を除く。)

(四) 児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者(児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)により児童扶養手当の支給を受ける者又は特別児童扶養手当等

基本料金と一月当たり使用水量十立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に百分の百十を乗じて得た額から、基本料金に百分の百十を乗じて得た額を差し引いて得た額。ただし、給水管の呼び径が三十ミリメートル以上のものにあつては、基本料金と一月当たり使用水量十立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に百分の百十を乗じて得た額から、基本料金と一月当たり使用水量五立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に百分の百十を乗じて得た額を差し引いて得た額

基本料金と一月当たり使用水量十立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に百分の百十を乗じて得た額

基本料金と一月当たり使用水量十立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に百分の百十を乗じて得た額から、基本料金に百分の百十を乗じて得た額を乗じて得た額

の支給に関する法律(昭和三十一年法律第三十四号)により特別児童扶養手当の支給を受ける者)

(五) 用水型皮革関連企業(化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)第一条第二項に規定する化製場及び染革業)

一月当たり百立方メートルを超える使用水量に係る従量料金に百分の百十を乗じて得た額の二十パーセント

(六) めっき業(めっき業を専業とする者の当該めっき業に係る施設)

一月当たり百五十立方メートルを超える使用水量に係る従量料金に百分の百十を乗じて得た額の十パーセント

(減免申請の手続)

二 この公告の減免措置は、減免を受けようとする水道使用者の減免申請書の提出に基づいて行う。ただし、平成二十八年四月十五日付東京都公報により公告した「水道料金の減免措置について」により令和元年九月三十日現在減免措置を受けている水道使用者で、この公告による減免措置の対象となるものについては、新たな減免申請を不要とし、同年十月一日をもってこの公告に係る減免申請書を提出したものとみなす。  
(減免の期間)

三 水道料金の減免措置の期間は、減免申請書が提出された日の属する月分から令和三年三月三十一日までとする。  
 (減免申請の受付場所)  
 四 減免申請は、次の場所で受け付ける。

(一) 一の減免措置の対象が、特別区の区域にある場合  
 減免措置の対象の存する区域を所管する水道局営業所

(二) 一の減免措置の対象が、条例の適用される市町の区域にある場合  
 減免措置の対象の存する区域を所管する水道局サービスステーション

下水道料金の減免措置について

東京都下水道条例の一部を改正する条例(平成三十一年東京都条例第四十四号。以下「一部改正条例」という。)が令和元年十月一日から施行され、一部改正条例による改定後の下水道料金が同年十一月一日後の汚水の排出に係る料金のうち、同年十二月分以降の料金として算定する料金から適用されることに伴い、次のとおり減免措置を実施するので公告する。

なお、平成二十八年四月十五日付東京都公報により公告した「下水道料金の減免措置について」は廃止する。ただし、令和元年十一月分までの料金として算定する料金については、なお従前の例による。

令和元年十月十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

(減免措置の対象等)

一 下水道料金の減免措置は、次の各号の上欄に該当する

ものに係る下水道使用者の下水道料金について、当該上欄に定める額(率により定めるもの)にあつては、当該率を乗じて算出した額)を減じて行う。

(一) 公衆浴場営業(東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第十四条第一項に規定する料率表の汚水の種別欄に掲げる浴場汚水の適用を受けるもの)

一月当たり八立方メートル以下の汚水排出量に係る下水道料金について、十六円に百分の百十を乗じて得た額及び一月当たり八立方メートルを超える汚水排出量に係る下水道料金について、当該汚水排出量一立方メートルにつき二円を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額

(二) 医療施設(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院(国又は地方公共団体が経営するものを除く。)

(三) 社会福祉施設

一月当たり五千立方メートル以下の汚水排出量に係る下水道料金の十パーセント

ア 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の適用を受ける社会福祉事業のうち、同法第二条第二項各号又は同法第三条第二号から第十一号までに規定する事業(助葬事業、資金を融通する事業、相談支援事業、相談に应ずる事業、手話通訳事業、居宅介護等事業、日常生活支援事業、訪問事業及び移動支援事業を除く。)を行う施設(当該施設が事務所、職員寮等

事業の管理のために専ら利用されている場合を除く。)であつて、次の(ア)又は(イ)のいずれにも該当しないもの

(ア) 国又は地方公共団体が設置又は経営するもの

(イ) 社会福祉法の適用を受ける社会福祉事業以外の事業を行う施設が併設されているもの

イ 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第四十五条の規定により認可を受けた者が経営する更生保護施設

(四) 生活保護世帯(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十一条第一項第二号から第五号までに規定する教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける世帯)

一月当たり八立方メートル以下の汚水排出量に係る下水道料金の全額

(五) 皮革関連企業(化製場等)に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)第一条第二項に規定する化製場及び染革業)

一月当たり二百立方メートルを超え一立方メートル以下の汚水排出量に係る下水道料金の五十パーセント及び一月当たり一立方メートルを超える汚水排出量に係る下水道料金の三十パーセント

(六) めっき業(めっき業を専業とする者の当該めっき業に係る施設)

一月当たり百立方メートルを超える汚水排出量に係る下水道料金の二十パーセント



(七) 染色整理業(染料、顔料その他の着色料を使用して繊維又は繊維製品に染色する業を専業とする者の当該事業に係る施設)

一月当たり五十立方メートルを超え三千立方メートル以下の汚水排出量に係る下水道料金の十パーセント

(八) 高齢者世帯(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく老齢福祉年金を受給している世帯)

一月当たり八立方メートル以下の汚水排出量に係る下水道料金の全額

(九) 生活関連業種(別表に掲げる業種につき、同表に定める要件をみたして営業するもの)

一月当たり五十立方メートルを超え二百立方メートル以下の汚水排出量に係る下水道料金について、当該汚水排出量一立方メートルにつき五円を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額

(減免申請の手続)

二 この公告の減免措置は、減免を受けようとする下水道使用者の減免申請書の提出に基づいて行う。ただし、令和元年九月三十日現在、減免措置を受けている下水道使用者は、新たな減免申請を不要とし、同年十月一日から継続して減免措置を適用する。

(減免の期間)

三 下水道料金の減免措置の期間は、減免申請書が提出された日の属する月分から令和三年三月三十一日までとする。

(減免申請書の受付場所)

四 減免申請は、次の場所で受け付ける。

(一) 下水道料金と下水道料金とを併せて東京都水道局に納付している場合  
当該減免措置の対象となる下水道使用者の存する区域を所管する東京都水道局営業所

(二) 下水道料金を東京都下水道局に納付している場合  
東京都下水道局経理部業務管理課

別表

業種要件

一 パン製造小売業(店舗を設け、一般消費者を対象に主として食パン(菓子パンを含む。)の製造及び販売を行う業)  
食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十二条第一項の規定による東京都知事(以下「知事」という。)の許可を受けて営業する者(以下「食品衛生法の許可を受けて営業する者」という。)であること。

二 クリーニング業(クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第二条第四項に規定するクリーニング所(洗濯物の処理をしない単なる受取及び引渡しのための施設を除く。)を設置して行うクリーニング業(繊維製品を使用させるため貸与し、その使用済み後は、これを回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行うものを除く。))  
クリーニング業法第五条の二の規定による知事の確認を受けて営業する者であること。

三 魚介類小売業(店舗を設け、一般消費者を対象に主として食品衛生法の許可を受けて営業する者であること)

として生鮮魚介類の販売を行う業)

四 豆腐製造小売業(店舗を設け、一般消費者を対象に主として豆腐の製造及び販売を行う業)  
食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

五 日本そば店(店舗を設け、一般消費者を対象にそば、うどん等を食させる業)  
食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

六 中華そば店(店舗を設け、一般消費者を対象に中華そば等を食させる業)  
食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

七 めん類製造業(主としてめん類(ゆでめん、生めん、中華めん等をいい、乾めんを含む。)の製造を行う業)  
食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

八 野菜小売業(店舗を設け、一般消費者を対象に主として生鮮野菜類の販売を行う業)  
食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

九 かまぼこ水産加工業(主としてかまぼこ等魚肉ねり製品の製造を行う業)  
食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

十 こんにやく製造業(主としてこんにやくの製造を行う業)  
食品製造業等取締条例(昭和二十八年東京都条例第百十一号)第七条の規定による知事の許可を受けて営業する者(以下「食品製造業等取締条例の許可を受けて営業する者」という。)であること。

十一(一) 民生食堂(東京都民生食堂指定要綱(昭和四十八年三月二十六日四十七民福地第五百七)食品衛生法の許可を受けて営業する者であること)

十号民生局長決定)第五  
五号第一項の規定によ  
り、知事の指定を受け  
た食堂)

(二) 大衆食堂(店舗を設  
け、一般消費者を対象  
に米飯と多品種の副食  
物等を一般市格よりも  
低廉な価格で食させる  
食堂)

十二 食肉小売業(店舗を設  
け、一般消費者を対象に主  
として食肉(牛、豚、鶏等  
の食肉をいい、臓器を  
含む。)の販売を行う業)

十三 大衆すし店(店舗を設  
け、一般消費者を対象に主  
として調理したすしを食  
せる業)

十四 あん類製造業(主とし  
てあん類の製造を行う業)

十五 ソース製造業(主とし  
てソース類(ウスターソー  
ス、果実ソース、果実ピ  
ューレ、ケチャップ又はマ  
ヨネーズ)の製造を行う業)

十六 つけ物製造業(主とし  
てつけ物(野菜、果実、き  
のこ等を塩、みそ等に漬  
けたもの)の製造を行う業)

十七 そうざい製造業(主と

食品衛生法の許可を受  
けて営業する者であるこ  
と。

食品衛生法の許可を受  
けて営業する者であるこ  
と。

一人前(並握りずし)  
を千百円以下で食させる  
者で、食品衛生法の許可  
を受けて営業する者であ  
ること。

食品衛生法の許可を受  
けて営業する者であるこ  
と。

食品衛生法の許可を受  
けて営業する者であるこ  
と。

食品製造業等取締条例

の許可を受けて営業する  
者又は食品衛生法施行細  
則(昭和二十三年東京都  
規則第三百十号)第十六  
条の規定により報告書を  
所轄保健所長に提出して  
営業する者であること。  
食品衛生法の許可を受

してそうざい(煮物(つく  
だ煮を除く。)、焼物、揚  
物等の副食物)の製造を行  
う業)

十八 つくだ煮製造業(主と  
してつくだ煮(あさり、昆  
布、小魚等を煮詰めたも  
の)の製造を行う業)

十九 ハム・ソーセージ製造  
業(主として食肉製品(ハ  
ム、ソーセージ、ベーコン  
その他これらに類するも  
の)の製造(小分け包装の  
みの場合を除く。)を行う  
業)

二十 水産物仲卸業(中央卸  
売市場に店舗を設け、主と  
して一般小売店を対象に水  
産物を販売する仲卸業)

二十一 簡易宿所営業等(旅  
館業法(昭和二十三年法律  
第百三十八号)第二条第二  
項及び第三項に規定する簡  
易宿所営業等(風俗営業等  
の規制及び業務の適正化等  
に関する法律(昭和二十三  
年法律第百二十二号)第二  
条第六項第四号に規定する  
店舗型性風俗特殊営業に係  
るものを除く。))

けて営業する者であるこ  
と。

食品衛生法の許可を受  
けて営業する者であるこ  
と。

食品衛生法の許可を受  
けて営業する者であるこ  
と。

食品衛生法の許可を受  
けて営業する者で、東京  
都中央卸売市場条例(昭  
和四十六年東京都条例第  
百四十四号)第二十四条  
の規定による知事の許可  
を受けて営業するもので  
あること。

旅館業法第三条第一項  
の規定による知事の許可  
を受けて営業する者で、  
それぞれ次の要件を満た  
すものであること。

旅館業法第二条第二  
項に規定するもの宿  
泊定員の半数以上を一  
人一泊当たり五千円以  
下で宿泊させる施設を  
備えていること。

旅館業法第二条第三  
項に規定するもの宿  
泊定員の半数以上を一

一人泊当たり二千円以  
下で宿泊させる施設を  
備えていること。

二十二 理容業(理容師法  
(昭和二十二年法律第二  
百三十四号)第一条の第二  
三項に規定する理容所を設  
置して、一般消費者を対象  
に理容を行う業)

二十三 美容業(美容師法  
(昭和三十三年法律第六  
十三号)第二条第三項に規  
定する美容所を設置して、  
一般消費者を対象に美容を  
行う業)

備考

一 業種の欄に掲げる営業のために使用した汚水排出量  
に係る下水道料金は、東京都下水道条例施行規程(昭  
和三十七年東京都下水道局管理規程第二十八号)第二  
十六条の三に規定する徴収単位ごとに算出するもので  
あること。

二 業種の欄に掲げる営業を行う店舗がチェーン店又は  
フランチャイズ店で、水道使用者名にチェーン店名又  
はフランチャイズ店名が使用されている場合(一部使  
用を含む。)、当該下水道使用者は、減免措置の対象  
とならないものとする。

三 業種の欄に掲げる営業に係る水道料金及び下水道料  
金の請求先が本社等に集約され、その支払い(口座振  
替、事前登録によるクレジットカード払いを含む。)が  
行われている場合、当該下水道使用者は、減免措置  
の対象とならないものとする。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号  
163-8001  
定価  
一筒月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三八)二五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

